

《高齢者虐待とは？》

高齢者虐待とは、高齢者が、親族、介護事業所の職員などの他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること全般を指します。

《高齢者虐待防止法とは？》

高齢者虐待防止法とは、高齢者に対する虐待を防ぎ、保護するための措置や支援について定めた法律です。

《高齢者虐待防止の推進に関する義務化の背景》

元々令和3年度の介護報酬改定のポイントのひとつとして、「高齢者虐待防止の推進」が挙げられていました。令和6年度までの3年間を経過措置としており、全介護サービス事業所が虐待防止に向けた取り組みを実施していくなければなりません。

義務化される高齢者虐待防止の新基準の背景には、日本における高齢者虐待の増加が挙げられます。

厚生労働省の調査によると、2021年度の介護施設職員による高齢者虐待と判断された件数は739件で、虐待を受けた高齢者は1,366人でした。また、相談・通報件数も2,390件で過去最多となりました。

虐待があったのは特別養護老人ホーム(30.9%)、有料老人ホーム(29.5%)、認知症グループホーム(13.5%)の順に多く、虐待した職員965人の8割が介護職でした。

虐待の内容としては「身体的虐待(51.5%)」「心理的虐待(38.1%)」「介護放棄(23.9%)」の順に多く、全体の24.3%で身体拘束もありました。

虐待理由の上位は「教育・知識・介護技術の問題」「虐待を助長する組織風土」「職員のストレス」となっています。一方、相談・通報者は2,713人で、施設職員(29.8%)、管理者(16.3%)、家族・親族(13.2%)の順に多くなっています。

《高齢者虐待防止の推進に関する義務化の内容》

今回、具体的に義務化される虐待防止の取り組みは、以下の内容になります。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催(定期的に開催)
- ・高齢者虐待防止に関する指針の整備
- ・高齢者虐待防止に関する研修の実施(年2回)
- ・虐待防止に関する担当者の選任

また、運営基準については以下の内容が加えされました。

1 基本方針

介護者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならぬ事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

これらは運営基準に追加された項目になりますので、この内容を実施できていなければ、介護報酬を減らす措置も取られることになっています。